

三田市若年者在宅ターミナルケア支援事業のご案内

三田市では、若年者のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしく過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を助成します。

【対象者】

- ① 18歳以上40歳未満の三田市民の方
 - ② 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態（がん末期）に至ったと診断し、在宅生活への支援及び介護が必要な方
- ※所得制限無し

【サービスの内容】

○訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います

- ・身体介護（食事、清拭、入浴、排泄、体位変換、移動、服薬等の介助）
- ・生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理、ベッドメイキング等の介助）
- ・通院、外出介助

○福祉用具の貸与

車いすやベッド、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、つえ等の貸与 等

【サービス利用料・利用回数】

- ・1か月あたりの助成対象となるサービス利用料の上限は6万円です。
- ・サービス利用料の9割相当額を助成いたします。（福祉用具の貸与も含む）
- ・訪問介護サービス利用料の助成は週3回までです。

※一旦は、全額ご負担いただきます。助成額を上回る利用料等は、ご本人の負担となります。

【助成対象期間】

申請の上、利用決定通知を受けた以降のサービスが対象となります

【申請の流れ】

1 利用申請

申請書と主治医意見書を市健康増進課に提出してください。（郵送可）

【必要書類】

- ・三田市若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書【様式1】
 - ・三田市若年者在宅ターミナルケア支援事業意見書【様式2】
- ※意見書作成にかかる文書料は本人負担となります

2 申請の内容審査・利用決定の通知

3 利用・申請方法

	手続き	必要書類
・訪問介護サービス ・福祉用具貸与の利用	介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。	
サービス利用料の支払い	事業者から請求された額を一旦支払い、 領収書と利用内容の明細書 を受け取ります。	・領収書 ・利用内容の明細書（サービス内容、利用回数、金額が記載されたもの）
サービス利用料の請求	請求書と領収書、利用明細書を市健康増進課へ提出してください（郵送可）	・三田市若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付申請書兼請求書【様式6】

※4月～翌年3月のサービス利用料は同年度内（3月中）に請求してください。

4 審査、申請者への支払い

申請内容を審査し、指定の口座に助成金を振り込みます。

5 申請変更

利用状況等に変更が生じた場合は、市健康増進課へ変更申請書（三田市若年者在宅ターミナルケア支援事業変更申請書【様式4】）を提出してください。

【問い合わせ先】 三田市 健康福祉部 健康増進課
〒669-1514 三田市川除 675 総合福祉保健センター
TEL:079-559-6155 FAX:079-559-5705